

## 定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和7年10月22日

香美市監査委員	岩崎 昭雄
香美市監査委員	横谷 勝正
香美市監査委員	山本 芳男

## 記

### 1 監査に準拠している旨

香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

### 2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

### 3 監査の対象

教育振興課、生涯学習課、学校給食センター、少年育成センター、中央公民館  
図書館、美術館、文化財室  
（令和6年度及び令和7年度）

### 4 監査の実施場所・日程

香美市役所 本庁舎 5F 監査委員事務局  
令和7年10月7日（火）、9日（木）、10日（金）、15日（水）

### 5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。

### 6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

### 7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を通知してください。

#### 指摘事項

金額が10万円を超えるもので、施行伺や契約締結伺がないものが存在した。契約規則及び事務決裁規定、並びに管財課が示す手順に従い、適正な事務処理を行ってください。  
(教育振興課)

#### 8 監査の意見

- (1) 負担行為が必要な学校現場での備品の購入やバスの借り上げについて、市の契約規則及び事務決裁規定に適合する運用方法を検討してください。(教育振興課)
- (2) 一般廃棄物処理委託契約の処理過程で発生する鉄などの有価物について、今後、売買を伴う契約形態にするなどして、歳入が適切に確保できるように努めてください。  
(教育振興課)
- (3) 非構造部材等耐震改修工事について
  - ① 契約内容の変更については、協議や変更通知は早期に行われていたものの、変更契約の締結時期が完成検査直前となっていた。今後は協議の進捗に応じ、可能な限り早い段階で契約変更の手続きを行ってください。
  - ② 現場写真において、作業員がヘルメットを着用していない状況が見受けられた。安全管理の徹底について、受託業者への周知を図るなど、再発防止に努めてください。
  - ③ 工事成績評定が低いものが見られた。今後施行される工事については、工事監督等による指導・確認をより丁寧に行うなど、品質確保に努めることが望まれる。  
(教育振興課)
- (4) 米の買取価格について、旧町村単位で差が見受けられる。できるだけ同じ条件で購入・提供できるよう、契約方法や発注の仕組みを検討してください。(給食センター)

以上